

公示番号：19a00669

国名：中華人民共和国

担当部署：産業開発公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

案件名：市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト終了時
評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年12月上旬から2020年2月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.10M/M、現地 0.23M/M、合計 1.33M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
15日	7日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独
型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた
いても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年11月19日
(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 52点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 0点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	中国／全途上国
語学の種類	なし

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

中国においては、経済・社会の急激な発展に伴い、新しい課題が増加し、社会・経済の実情や現代の国際基準を反映した法改正が急務となっており、2020年までに法に基づき国を統治する（「依法治国」）基本政策の実施を目標に、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下「法工委」という。）において、各種法案の起草作業が進められている。

法工委では、法案の起草及び改正案の作成にあたり、諸外国の立法の調査研究を行っている。特に日本は、成熟した法制度と運用の経験を有し、研究する意義が大きいと考えられており、中国は我が国に対し、日本関連法制度の研究にかかる技術協力プロジェクトの実施を要請した。

本プロジェクトは、中国において、日本の関連法制度と運用に関する研究成果の取り纏め及び日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果の取り纏めを行うことにより、日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業の促進を図り、もって、中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度の構築に寄与することを目的としている。本プロジェクトでは、毎年、合同調整委員会で、対象とする法令を選定し、本邦研修や現地セミナーを通じて、日本の知見を提供している。これまで対象としてきた法令は、立法法、サイバーセキュリティ法、犯罪被害者権利保障立法、業界協会・商会法、労災保険法、民法、知的財産法、行政手続法である。本プロジェクトは、これらの法律の起草を行っている法工委をカウンターパート（C/P）機関として、2014年6月から2020年6月までの5年間の予定で実施されており、現在1名の長期専門家（弁護士）を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2020年6月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

尚、現地での聞き取り先は、主にプロジェクト関係機関（5機関程度）及び長期専門家（1名）とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019年12月中旬)

- ①既存の文献、報告書等(合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、先方に事前送付する質問票(案)(和文)を提案の上、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③①の分析を基に、実績の取りまとめ、実施プロセスの評価及び5項目評価案について取りまとめ、協議議事録案の作成に協力する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2020年1月上旬)

- ①JICA中国事務所等との打合せに参加する。
- ②中国側のプロジェクト関係機関及び長期専門家に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び中国側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、協議議事録(M/M)(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑤協議議事録に関する協議に参加し、協議を踏まえた議事録案の最終化に協力する。
- ⑥現地調査結果のJICA中国事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2020年1月中旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文)を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①及び②を2020年1月30日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文)
- ② 終了時評価調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒北京⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年1月5日～2020年1月11日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 業務主任者 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、現地では、長期専門家及びJICA中国事務所所員とも業務を実施します。

③便宜供与内容

JICA中国事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

日本語⇄中国語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

JICAが必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム (TEL:03-5226-6923) にて配布します。

・ PDM

・ 専門家活動報告

②契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール :

- ・タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA中国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤業務従事者は中国語力を有することが望ましいと判断します。中国語力を有する場合は、評価項目④その他学位、資格等で評価するため、その能力を示す証明書を添付してください。

以上